

2017年理念・歴史・政策セミナー

開催日：2017年9月27日18:00～

会場：ワークプラザ岐阜5F

講師：高橋 均 氏

ご紹介いただきました「高橋均」です。

今日は、労働組合と労金・全労済が出来た経緯をお話しようと思っております。歴史の話はあまり面白くないのでエピソードを中心に、そんなことがあったのかと言う事を記憶に留めていただくと有難いと思ってお話をしたいと思います。

映画『ボタ山の絵日記』（ザリガニ）の映像を見て考える

最初に、5分だけ映像を観て頂こうと思います。困ったときはお互い様、「連帯・友愛・絆」これが、労働組合、労金、全労済の合言葉ですけれども、その原型みたいなものを観て頂こうと思うのです。皆さんの小学校・中学校時代、教科書は無償、ただでしたよね。けれども小学校の教科書が無償化されたのは昭和39年以降、それ以前は教科書を買わなければいけなかった。貧しくて教科書が買えない、貧乏で学校に通えない子がクラスに1人か2人は居たのです。全国で長期欠席者が100万人位いた時代の映画です。そういう家では魚が買えないので田んぼに行ってザリガニを取って食べるという、丁度全労済が出来た昭和32年当時の「ドキュメンタリー」映像を観てください。

＝ドキュメンタリー映像「ザリガニ」を5分間上演＝
と言う映像でした。

能力に応じて、働いて必要に応じて分配すると言うのは、実は連帯の原型なのですが、そんな綺麗に行かないと思うのですね。皆さんテツオくんになれますか？一番獲ったのですよ、ヒロシちゃんは1匹も獲らなかった。でもヒロシちゃんは5人家族だから15匹、テツオくんはお父さんと2人だから6匹、おまけに余った2匹をヒロシちゃんに渡している。僕はテツオくんみたいにはなれないなと映画を観て感じるのです。労働組合・労金・全労済は、「困っているときはお互い様」という方針を掲げています。でも、われわれの組織を維持、運営していくことはとっても難しい。人間の欲みたいなのが出てきてしまうので、非常に難しい、だけど組合員のためになる、そういう労働組合や労金・全労済の歴史についてこれからお話をしていきたい。

治安警察法で禁止されていた労働運動～戦前の歴史

今は、こうやって労働組合の集會に当たり前に集まることができますけれど、第二次大戦が終了するまで労働組合の活動は事実上禁止されていました。戦前、治安警察法と言う法律がありました。その第 17 条で、「他人に対して暴行・脅迫・誘惑または煽動」と禁固刑になった。第 1 項で、労働組合に入れと勧誘したらそれは誘惑になる、これで捕まる、第 2 項はストライキをしようと呼びかければ煽動したとなる。3 項目は小作人が集まって地主に小作料を安くしてくれと言うとこれは暴行脅迫に当たる。と言うことで全部禁止されていました。更にはもっと徹底して、治安維持法と言う法律で罰せられることになりました。この 6 月に共謀罪が制定されましたよね、このルーツは治安維持法なのです。共謀罪は 2006 年に国会審議された時は廃案になったのですが、その頃私は、連合本部におりまして、衆議院の法務委員会に民主党推薦の参考人として反対意見を述べました。その時も一人民主党推薦で反対した著名な人がおります、日本会議の桜井良子さん、右翼の方ですね。この方も、共謀罪は他人の心を覗くことになる、心の中で思っただけで罪になるなんてとんでもないと、反対されました。加えて他人を陥れることにもつながりかねない、例えば、殺人を犯しても自首すると自首減免と言って罪が軽くなるのですが、共謀罪は自分が助かるために他人に罪を擦り付けることが出来る。「ねえねえ、あの人こんな悪いことをしようとしているよ」と密告すると自分の罪が軽くなる。それは危険なことだ、と。治安維持法は、国体の変革を目的として結社を組織した者を処罰するという名目でつくられました。それでも最高刑は懲役 10 年以下だった。ところが、昭和 3 年には死刑になった。更に昭和 16 年には、結社の組織を準備した者、つまりは心の中で思っただけでも罪になる、死刑になったのです。これが今度強行採決された共謀罪に繋がっていることを皆さんにご報告しておきたいと思います。

労働争議を支援した労働者生協に対する弾圧

当時、労働組合が弾圧され、労働組合が作った生協も弾圧された。2 つ事例を申し上げますと、大正 10 年に日本で最大のストライキといわれた、神戸にありました川崎・三菱造船所で 3 万人が参加する争議がありました。これは負けるのです、軍隊が出てきて弾圧されたのですが、ストライキをすとももちろん賃金がもらえない。しかし、日々食べるものが必要ですからお米とか味噌とか醤油が必要で、それを労働組合が作った生協が供給していた。ところがそこも弾圧する、結果、労働者生協も川崎三菱造船所の労働組合も潰されてしまうのです。その後、生協は市民に軸足を移してしぶとく生き残りまして、現在のコープ神戸に引き継がれていくのですが、もともとは労働組合が作った生協であります。もうひとつ弾圧されて潰された事例があります。昭和 2 年から 3 年にわたって半年闘った、千葉県野田市にあるキッコーマン醤油、野田醸造所の争議です。半年間闘ったのですが、警察・会社や右翼の妨害で潰されます。争議を支えた労働者生協も結局潰されます。昔から城攻めをするときに兵糧攻めにするると勝てるといいます。城に物資が入ってこないから

負けてしまう。最近の例で安保法制を強行した時に安倍さんが「後方支援だから安全だ」と言った。でも実際は、一番最初に狙われるのが後方支援なのです。物資が入ってくるルートを遮断する。日本が昭和16年にフランス領インドシナを占領したのは、あそこから中国に入ってくる戦略物資を遮断するためだったのです。一番危ないのが後方支援。

歴史の教訓「平和無くして協同組合・労働組合なし」

戦前は労働組合が直接弾圧され、同時に兵糧攻めで労働者生協が潰されてしまった。そのことで結果的に言論が抑圧され、軍部が暴走して無謀な戦争になってしまった。これが戦前の歴史でありまして、その歴史から労働組合や協同組合は何を学ぶのかを1ページに書いておきました。「平和なくして労働組合や協同組合は無い」と言う教訓です。

憲法よりも先に制定された「労働組合法」

1945年8月15日に第二次世界大戦が終わりました。それから6年8ヶ月、日本は米国を中心とした連合軍GHQに占領されました。日本政府はありましたが、一番偉いのはマッカーサー、GHQでありました。このGHQが真っ先にやったのは何かと言いますと労働組合を結成しろと、結成の奨励をした。社会の民主化、民主化政策の柱の一つとして労働組合結成の奨励です。そう言うと直ぐに誤解される、GHQが組合や憲法を作らせたと言われる。しかし、実は憲法よりも先に労働組合法が出来たのですよ。戦前からの労働運動の活動家でありました松岡駒吉や後に民社党の委員長になりました西尾末廣、こう言う方々が加わった、労働組合法を制定するための労務法制審議会が作られました。GHQが命令したから作ったのではなく、敗戦後直ぐに作られました。そして、その年の12月22日に労働組合法が出来ているんですね。団結権・団体交渉権・団体行動権は憲法で認められていますけれども、憲法制定よりも前、昭和20年の12月22日に労働組合法が出来て認められた。憲法や労働基準法よりも先に出来ていると言うことを皆さんに申し上げておきたいと思うのです。ついでに、GHQが憲法を押し付けたと安倍さんが言ってますけど、歴史をみると実はそうではないのです。高野岩三郎、この方は明治時代に日本で最初に労働組合をつくった高野房太郎の弟ですが、彼が中心になって敗戦直後に憲法草案要綱を作りました。これを政府やGHQに提出しているのですが、GHQがとっても参考にすると書いてある。GHQは占領が終わって米国に帰って占領時代の出来事を項目ごとに55冊纏めており、20年ほどに翻訳されました。その内の憲法の冊子にこれが「GHQの基本文書を起草した担当者たちにかなり利用された」と書かれている。確かに憲法第25条と高野岩三郎が書いた憲法草案がそっくりです。憲法25条「全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」。憲法草案要綱では、「国民は健康にして文化的水準の生活を営む権利を有する」。現憲法とそっくりなのです。そのまんまなんです。戦前、言論の自由を奪われていたけれど、日本人の中には立憲思想を持った人たちが沢山いたのだと言うことも皆さんに申し上げて起きたと思います。

早くも分立する労働組合

GHQが労働組合を作れと言うこともありまして、雨後の竹の子のように労働組合が出来ました。去年、組合結成70周年を迎えた労働組合があったと思うのですが、これは昭和21年、労組法が施行された年に出来た労働組合です。物凄い勢いで労働組合が出来ました。出来たのですが、今もイデオロギーによって、連合・全労連・全労協その他という風に分立していますけれども、昭和21年、出来た当時からイデオロギーによって分立をいたしました。総同盟と産別会議という風に分立したのですね。

「福祉はひとつ」で始まった労福協運動

ところが、例えば岐阜ですと昭和20年7月9日、10日に大空襲で焼け野原になった、食べるものが無い、着る物が無い、住むところが無い。日本全国都市部は全部そうだった。考えてみれば、食べることとイデオロギーは関係ないじゃないかということで、分立していた労働組合といち早く活動を始めた生協と一緒にあって労働者の生活物資を協同で調達しようとしたのが中央労福協、これが昭和24年8月でした。そして生活物資をみんなで調達する。その後全国に労福協が広がるのです。「労働者福祉協議会」と言えば何となく判りますけれども「労福協」とつめて言うと判らない。老人福祉協議会か？役員が年寄りばかりだからと言う人もいて。そうではなくて生活物資をみんなで協同で調達しようとしたのが「労福協」だった。つまり「福祉はひとつ」で始まりました。ですから中央労福協は連合加盟が圧倒的ですが、全労連加盟の医労連や全労協・国労、無所属の全建総連などさまざまな組合が入っております。「福祉はひとつ」が創業の精神なのです。

質屋と高利貸しからの解放をめざして～労働金庫のはじまり

生活物資の次に困ったのはお金の問題、今は消費者金融に行けばすぐ貸してもらえます。銀行のカードローンも増えて自己破産が増えているのですけれども。しかし昔は銀行はお金を貸してくれなかった。だから質屋さんか高利貸しに頼るしかなかった。そこでどうしたかと言いますと、「労働銀行」を作ろうと労働組合が方針を書きます。例えば総評第2回大会では、豊富な闘争資金を持ちながら、みなさんの組合も闘争資金をお持ちですよ、連合の組合だけで1兆円を超える闘争資金があります。この豊富な闘争資金を持ちながら金融機関を持たない、銀行は労働組合にお金を貸してくれない、いわんや労働者個人の生活資金に至っては、銀行に口座を持ちながら、高利貸しや闇金に頼り、ますます生活の困窮に拍車をかけている。“だったら、自分たちで作ろうぜ”と始めたのが労金でありまして、昭和25年に岡山・兵庫でそして全国で次々に労働金庫、当時は労働金庫法が出来る前ですから信用組合と言っておりました。信用組合としてスタートしたのが労金のはじまりです。当時は質屋さんしか借りるところがなかった。質草、例えば着物を持っていく、当座のお金を借りる、期日が来たら利息をつけてお金を返す。返さないと着物が流れる、質流れ。日本で最初にサラ金を始めたのが「アコム」、今は、東京三菱銀行の子会社になりました

たけれど、戦前は呉服屋さんでした。戦後、質屋さんになりまして、昭和35年に神戸元町でサラリーマンに担保なしで、着物を持ってこなくてもお金を貸す。サラ金第1号と言われていました。サラ金は金利が高すぎて悪く言われるのですけれども、サラリーマンに担保なしでお金を貸すのは画期的なことだった。それを労働組合がやった、昭和25年、「アコム」に先立つこと10年前にやっている、その意味では「労働金庫」が元祖、サラ金なのです。非常に画期的なことをやった。

借金が雪だるま式に増えると言うことを聴かれたことがあると思います。消費者金融の上限金利は小額ですと18%です。100万円借りて年利18%、5年で返すとすると、5年間の元利合計は152万円です。労金のマイプラン6%で借りますと、116万円です。36万円お得ですよ、だから生活再建運動をやりましょうよと、言い続けているのです。中小・零細企業者で明日、金がないと倒産するからと、やみ金、しかもトイチの金利で100万円借りる。つまり10日後に10万円の金利をつける。こう言う人は10日後に返せない、返せないから110万円に借り換える、借換を繰り返すと1年間で、3090万円、もう1年置いときますと、10億になる。3年で320億に膨れ上がる。だから借金は雪だるま式に増えるというのです。

昔から日本の庶民はこう言う風に悩んでいたのですが、助け合いの仕組みもありました。皆さん「講」や「無尽」と言う言葉を聞いたことがありますでしょうか？江戸時代以前からあったと言われていています。少しずつお金を出し合って、必要な時に融通し合う、無尽は今でも山梨県に残っている。組合員の中には2つ3つ入っている人がいます。月に5000円とか10,000円を10人か12人で出し合う。12人10,000円だと1回12万円になります。今月車の車検だからと言ったらAさんに、次に子どものランドセルを買いと言ったらBさんに、という風に順番に回していく仕組み何です。江戸時代の二宮尊徳はご存知でしょうか、先ほど映像にありましたが、古い小学校ですと薪を背負って本を読んでいる「あんちゃん」二宮金次郎、彼は農村の疲弊を救ったと言われていています。彼が始めた報徳五常講という講、利息を取らない信用事業を始めた。例えば100万円を五年で返す、当時の金利は利率20%程度だったので、年に20万円ずつ返済しても元金が減らない。尊徳の五常講は利息を取りませんから、20万円ずつ返すと5年で返し終える。利息を取らない信用事業は成り立つわけが無いと思うでしょう。ところが、尊徳はどうしたか「100万円借りられたのは周りの人のおかげだよ」。周りの人の徳に報いるつもりでもう1年お礼に20万円出ささい。それを報徳冥加金といった。つまり6年間で120万円返済することになります。これを今の金利に直しますと年利6.2%。丁度、労金のマイプランと一緒に。労金の源流はこの「講」なんですよ。

新潟県労福協が始めた火災共済～新潟大火の記憶

その次に困ったのは「保険」の問題、保険料が高くて入れない、ということもありまして、「だったら、自分たちで作ろうじゃないか」と、共済を始めるのですが、昭和29年に

大阪でそして昭和30年に新潟で誕生いたします。それから次々に各県に労済が誕生していきます。全労済が全国に広がった背景のひとつに、忘れてならないのは、新潟で起きた大きな火災の事です。昭和30年5月1日、新潟県の労福協が1口年間200円、全焼の場合15万円、2口までと言う仕組みで始めました。ところがスタートして5ヶ月後の10月1日に新潟で大火が発生した。38人が罹災して、お見舞金の総額が1267万円5千円。ところが5月に始めたばかりで、掛金が集まっていない、金庫を開けると260万円しかない、1000万円足りない。そこで、借りた金はいつか返せるが、失った信用は2度と取り返せない、と30の労働組合が新潟労金から1000万円借りて迅速に給付した。「あっすごいな」と言うことになりました。これには裏話がありまして、火事の前日9月29日に新潟で近県の労福協事務局長・専務会議があつて、火災共済の勉強会をやった。「これは素晴らしい」うちもやらなきゃと一杯飲んで帰ったのです。その日の夜中に火事になった。「ああ気の毒に、これで新潟労福協は潰れる」と思った。そしたら不死鳥のように立ち上がったので、「すぐにうちでもやろう」。昭和31年富山・長野・福島・北海道で始めますが、これは勉強して帰った県なのです。火災は出来るだけリスクを分散したほうが良いということで中央労福協の中に共済懇談会を作ります。そして全県に全労済が広がっていったのです。さらに全労済はすごいことをやっている。昭和39年これも新潟ですが、地震が発生しました。そして、火事になった。全労済は1億円超の見舞金を出した。ところが保険の約款では天災である地震によって火災になった場合は免責。つまり保険金を払わなくても良い。なのに全労済は支払った。このとき4000万円しかなかったので6000万円借りて払った。国税庁が怒ります。払わなくてもよいのに支払った、これは贈与だから贈与税をかける。しかし全県の反対運動で結果的に税金はかけられなかった。自然災害共済や地震保険は遡るとこれなのです。さらに全労済・労働組合は凄いことをやりました、1995年阪神淡路大震災をきっかけにして被災者再建支援法ができます。連合・全労済・生協・そして兵庫県が一緒になりが2500万人の署名を集めた。そして、地震で家が潰れた場合300万円までお見舞金を出すと言う仕組みが出来ました。これは阪神淡路大震災をきっかけに労働組合と協同組合と一緒に運動した事例でありまして、組合員、国民のためにいい制度をいっぱい作ってきたのが、労働組合と労働金庫・全労済・生協であります。

労金・全労済の生みの親は労働組合と労福協～共に運動する当事者

このように皆さんの組合の大先輩たちが労金や全労済を作ってきた。労働組合が自分たちで自主的に作ったと言う意味で、労金や全労済の事を「労働者自主福祉事業・運動」と言っている。だから、労働組合にとって労金・全労済は単なる業者ではなく一緒に運動する当事者・主体なのです。少し前まで労金・全労済職員のことを「オルグ」と呼んでいた。なぜ「オルグ」呼んでいたか。労金が出来たとき、組合員は「労働組合が作った銀行なんか信用できない、潰れたら紙きれになるのじゃないか」となかなか預金してくれなかった。

そこで、皆さんの先輩、組合役員が労金の職員と一緒にあって組合員一人一人説得して歩いた。だから「オルグ」と言うのです。「自分たちが作った、業者ではないのだよ」是非皆さんに申し上げておきたい。

労働銀行か労働金庫か

先ほど労働銀行を作ろうという方針書を見てもらいましたが、どうして労働金庫になったのか。「銀行」「金庫」は何が違うのか？これには面白いエピソードがあります。明治政府は明治24年にドイツの法律を真似て信用組合法を作ろうとします。ところが、明治政府は尊徳のお弟子さんに報徳五常講の仕組みを聞きにいつている。帝国議会の議事録を読むと、信用組合は「報徳五常講」と変わらないと答弁している。第二次大戦が終わり、それまでの信用組合を信用銀行にしようという動きがあった。戦後、信託会社を信託銀行にする、無尽は相互銀行にする、相互銀行は今の第二地方銀行です。信用銀行にしようとした時に信用組合の理事長さんたちが反対します。岐阜の関信用金庫は明治41年に出来た信用組合です。その信用組合の理事長さんたちは「俺たちは銀行に成り下がりたくない」と反対した。なぜか。明治の銀行は設立の順番に1番から153番まで番号が付いていました。例えば岐阜の十六銀行は明治10年に16番目に出来た。長野県の八十二銀行はもともと19番目に出来た銀行と63番目に出来た銀行が合併し、足して八十二銀行になった。その銀行は地方でお金を集めるけれども自分の関連だとか中央で運用するばかりでちっとも地域経済に寄与しなかった。地域経済を支えたのはわれわれ信用組合である、だから銀行なんか成り下がりたくない」と反対した。この時に大蔵省銀行局長が「分かりました」それでは政府系金融機関にしか使用を認めていない「金庫」と言う名前ではどうでしょうか？オリンピックに金・銀・銅がありますよね、金は銀より上です、と信用金庫になったのです。それから労働組合も当初は労働銀行を作ろうと言っていたのが、自分たちも労働金庫にしよう！と動き出す。ところが金庫と言う響きが非常に良かった者ですからみんな金庫・金庫と言い出した。民間の中には「金庫」と称して、客からお金を預かりドロソすると事件があったりしたものですから、信用金庫法が出来て2年後の昭和28年に改正されます。今後、金融事業を行う場合に「金庫」と言う名称を使ってはならない、と。今も信用金庫法第6条に残っています。この法律が施行される直前の8月に労働金庫法が出来た。なので、労働金庫の後に金庫と言う名称を使った金融機関は存在しません。戦前からの政府系金融機関で金庫と言う名前が現在も残っているのは「農林中央金庫」と「商工中央金庫」。戦後設立された政府系金融機関は金庫ではなく、「公庫」として事業をしているのは皆さんご承知だと思います。申し上げたかったことは、銀より上の金なのだと言うことに是非誇りを持っていただきたいと思います。

共済と保険の違い

保険と共済は何が違うのか。調べてみますと、英語の「insurance (インシュアランス)」

を日本で最初に翻訳したのは福沢諭吉で、「災難請合」と訳した。3種類あって生涯請け合い、火災請け合い、海上請け合いと訳した。明治になってから「insurance（インシュアランス）」を保険または担保と称する。宅担保・命担保・船担保。あるいは火災保険、海上保険と名づく、と訳す人がいた。ところが、どういうわけか生命保険だけ翻訳していない。おそらく命を商売のネタにすることが憚られる当時の日本人の気質があったのではないか。明治12年、安田善次郎が「共済五百名社」を始めます。香典の制度化みたいなものでしょうか。500人集めて一人2円出す、千円ですね。一人亡くなると千円弔慰金を出す。それとは別に6円集め3千円で事業を運営するという仕組みです。後に安田生命保険になりますが、日本で最初に出来たのは保険ではなく共済だった。「共済」という言葉は明治の中頃から流行るのです。海軍の病院の事を「共済病院」。鉄道省や郵政省などに共済組合が出来る。少しずつ労使でお金を出し合い病気になったときになどに助け合いをする。これが公務員の健康保険の基になっている。公務員の健康保険は今でも共済組合と呼ぶ、そのルーツはここにあるのです。

だから我々がやっている「労働金庫」は銀より上の金庫、共済は助け合いの王道、保険に勝る「助け合いの王道なのだ」ということを是非知っていただきたい。これが歴史です。

労働運動と労金・全労済の関係の変化～いつの間にか客と業者に

ところが60年・70年経ちました、労金は組合員のお金を全国で18兆円預かっており、12兆円融資をしています。全労済は756兆円の保障を引き受けるまでになりました。成功しました。それにつれて、出来た歴史が忘れられ、労働組合と労金の関係がいつの間にか「客」と「業者」の関係になりつつある。これが現状であります。もう一回、労金、全労済、労働組合、助け合いの「困ったときはお互い様」、情けは人の為ならず、ぐるぐる回って自分のためになるのだと言う、原点に立ち返って貰いたいと皆さんに訴えたいと思います。

非営利の意味の再確認～協同組合と会社の違い

ところで、労金・全労済は「営利を目的としない」非営利団体です。そのため、非営利なのになんで毎年こんなに利益を出しているのだと誤解する人がいるのですけれども、NPOであれ協同組合であれ、毎年一定の利益が出ないと事業は継続できません。ですから言葉は悪いが、労金・全労済はもっと儲けてもらいたい。じゃ、非営利とはどういう意味なのか、会社と協同組合とでは何が違うのか、簡単にご説明したい。会社も協同組合も事業をやろうとすると元手が要ります。資本金・出資金、会社も協同組合も同じです。1000万円とします、会社はAさん600万円Bさん400万円出資金を出して会社を作り製品を作る、サービスを提供する、消費者が買うという関係ですね。協同組合も同じように1000万円の元手がいらいますから、一人1,000円1万人の方に投資してもらおう。この1万人の方が協同組合を利用するという関係です。元手は同

じように出す。問題は利益が出て、どう分配するか、と言うことなのです。100万円利益が出たとします、100万円の利益の分配が会社と協同組合とでは違うのです。会社は出資額に応じて分配する。だからこの場合Aさんに60万円Bさんに40万円分配する、買った人は買った段階で終わり。協同組合は買った人の利用額に応じて分配する、こういう仕組み。全労済は今でも全額、利用配当ですね、370億位毎年利用配当をしている。東海労金は毎年2億円位、組合に利用配当が支払われています。農協法や生協法が昭和22年、23年に制定されましたが、当時のいきさつを調べてみました。法律は制定されると官報に載せますが、当時はGHQに占領されていたので、官報は日本文と英文と2つあった。営利を目的として事業を行なってはならないと言う文書は昭和22年の農協法では、「not the paying of dividends on invested capital」出資金に配当をしてはいけないとなっている。裏返しに読みますと、協同組合は出資に配当しないで、利用に配当する、営利企業は出資に配当するものであると言う事を立法当事者は考えていた。ところが戦前の協同組合法も制限付ですけれども出資配当を認めておりましたので、この英文だと全く出資配当禁止と読めますので、1年後の生協法では日本文と一緒に英文だけが変わっている。「not profit making」利益を作ってはいけません。これを非営利と訳したものですから、わけが判らなくなりました。だから剰余金の処分はまず、利用配当を第一義にして、出資配当は後回しにする、これが協同組合の考え方であると思います。会社と協同組合の違いがここに表れている。もうひとつ、大きな違いは民主的運営です。一人1票制で、1万人が一人1票。会社はAさんBさん、株主が決める。これが、会社と協同組合の違い決定的な違いです。

とはいえ市場では毎日激しい競争にさらされている

けれどもマーケットでは毎日競争している。労金は大垣共立と競争しているし、全労済は保険会社と競争している。ですから、利率や制度が銀行や保険会社に劣っては誰も買ってくれない、利用してくれない、そこは頑張ってもらわなくてはならない。しかし販売の仕方、普及の仕方を銀行と同じようにする必要がない。労働組合との関係性を見直して貰ったらどうか？今日申し上げたいのは、業者とお客様との関係から、もう一度、共に運動する当事者になって欲しいと言いたい。そう言うと、労組の組織率が落ちて今や17%、労働組合に頼っていたら労金・全労済は共倒れするのではないかと心配する人がいます。本当でしょうか？日本で一番、組合員が多かった年は1994年、この年労働組合員の数は1270万人、今1000万人弱。では1270万人居た時の労金の預金量はというと、9兆円です、今の半分です、融資量は5兆2千億。全労済の掛金、全労済今大変です、大変ですけどそれでも年間の掛金は5千900億円です。一番組合員の多かった時の掛金は4000億でした。組合員が減って労金の預金量も融資量も倍になっている。全労済の掛金は1.5倍になっている。これをどう分析するのか。調査をしてみますと、若い世代あるいは、女性の方々の労金・全労済への加入率が非常

に低いことが判りました、全労済の調査ですと78.5%組合員が全労済に未加入若しくは保障が不十分と言う結果が出た。

労働組合の宣伝活動から運動方針の柱の一つに

ならば、もう一回労働組合との関係を作り直してもらったらどうか、と言うことで、連合と労福協と労金・全労済が一緒になって、各産別・単組の毎年の運動方針、労働組合の活動方針に労働者自主福祉運動（労金・全労済運動）の推進と言うことを方針として書いてもらえないかとお願ひに行っています。20～30年前は8割の組合が方針に掲げていました。ところが最近は大いふ減っている、2割位でしょうか。その代わり、皆さん毎年お作りになる議案書の表紙を開けると東海労金が宣伝してある、裏表紙を開けると「おかげさまで60周年」と向井理がにっこり笑って「全労済」とあって、本文の運動方針には書いてない。それを見た組合員は労金・全労済を業者だと思ふじゃないですか。だから、例えば皆さんの単組の大会に労金・全労済の人が来賓で来るのですよ、そうすると組合員の中には「なぜ業者が来賓なんだよ」と言う人がいる。組合役員の中にも歴史を知らない人がいて、労金・全労済の人間が来ると「おお、労金かこの頃サービス悪いぞ!」「他に換えるぞ!」と平気で言う人がいる。もう一回原点に戻って、労働組合と労金・全労済との関係を再構築していただけないかと言うことが私の思いであります。

労金や全労済の発展は「血の通った温かいお金」の拡大だ

そう言いますとこの場では「分かった」と組合の幹部の方は一応はおっしゃる。しかし続けて、「ところで労金に預けた100万円と東京三菱銀行に預けた100万円とどこが違うのですか? お金に色が付いてないですよね」とおっしゃる。違うのですよ、労金に預けたお金は行き先がはっきりしている、Aさんの組合員の住宅ローン、Bさんの教育資金、Cさんの生活資金、行き先がはっきりしている。透明で血の通った温かいお金なのです。勿論、東京三菱銀行に預けたお金も有効に使われますが、しかし、使い方はAさんBさんが決めるのです。子会社にしたアコムに融資をして、また、そこから連合の組合員が借金して多重債務者になる可能性がある。結構多いです、カードローンを含めて、1000万人の組合員の中に、3ヶ月以上返済が滞っている人、ブラックリストに乗っている人は40万人くらいと推定されます。その点、労金に預けたお金あるいは全労済の掛金は行き先がはっきりしている。透明で血の通った温かいお金なのだ。組合員の方が、なぜ労金なのだ、なぜ全労済なんだと聞いてきたら、血の通った温かいお金なのだよと、明快に確信をもって説得していただきたいと思います。そう言う「わかりました」と言いつつ、さらにおっしゃる、「そんなに素晴らしい労金・全労済だったらもっと爆発的に増えていいはずではないか」と。なぜ爆発的に増えないのか?

賀川豊彦の協同組合中心思想 7か条を読み解く

みなさん「賀川豊彦」をご存知ですか、大正、戦前・戦後を含めて協同組合の父と言われている方です。労働金庫を作るときも、全労済を作る時にも、顧問として関わっていただいた、日本の協同組合の父であります。この方が晩年に「協同組合中心思想 7 条」を掲げています。利益共楽、人格経済、資本協同、非搾取、権力分散、超政党、教育中心です。「生み出した利益はみんなに分かち合おう利益共楽」「強欲にならない、投機に走らない人格経済」「元手はみんなで持ち寄ろう、資本協同」「誰もかすめ取らない非搾取」「1人1票制権力分散」「時の権力者に迎合しない超政党」と言っています。でもこれ本当に難しいです、そう思いませんか。生み出した利益を独り占めしたいと思いませんか？みなさんお金ほしくありません？さっき“ザリガニ”見たでしょ。どうして獲った人がその分貰わないの、と思いませんか？「俺こんなに獲ったんだぜ」テツオ君は・・・僕は余った2匹はテツオ君が貰っていいのじゃないかと思いましたが。皆さん真面目そう何だけど、今までやっちゃいけないと頭で分かっている、と思いつつやったこと無い？あるでしょ！叩けばほこりの一つや2つ出るでしょ。私はもう“ほこりまみれ”ですけど。生み出した利益は独り占めしたい、と思う自分がある。額に汗した金も、ギャンブルで儲けた金も、お金に色は付いていない、何が人格経済だ。搾取した方が儲かります。「俺の言うことを聞け！」と権力を集中した方が商売が旨く行く場合がある。時の権力に迎合してでもおこぼれ頂戴したいと思うのですよ。一人の人間の心の中にはこうした本音も抱えている。一方倫理的に道徳的に「こうでなければならん」と言う自分もいる。人間は常にその間を行ったり来たりする。そのことを賀川豊彦は「それでいいのだ」、人間は元々そう言うものなのだ、だけど協同組合はみんなのためになるのだ、組合員、国民のためになるんだ。だから、その良さを繰り返し、繰り返し伝え学ばなかったら、協同組合は発展しないのだ、と言うことで、彼は最後7番目に「教育中心」と書いた。今日のようなセミナーで、組合員に繰り返し、繰り返し、伝え学ぶことによってしか、協同組合、労働組合は発展しないのだと言うことを賀川豊彦は言っている。

民主制の担保とそろばん勘定両立の難しさは協同組合の宿命

一言で言うと、一人1票制と100万円の金儲けを両立させる、これは非常に難しい。難しいけれど、これは協同組合の宿命です。今日は労金・全労済の職員の方もいらっしゃるけれども、労金・全労済に入るまで協同組合の事は知らなかったでしょ。非営利の金融機関、非営利の保険だから、「ノルマがないと思ったでしょ」でもね、もつともつと儲けて貰わなければ困るんです。組合員と一緒にあって、労働組合と一緒にあって事業を盛り立てていく。一人1票制、権力分散を徹底しながら、一定の利益を出す、そのことを両立させなければならぬ。これは協同組合の持つ宿命です。だけど組合員のためになる、そのことを自覚しながら、運動として頑張っていたきたい。

当面する労福協の課題

さて、当面する労福協の課題を資料に書いておきましたが、労福協は様々な社会運動に取り組んでいます。貧困をどう解決するか、ワークプラザ岐阜1Fでライフサポートもやっていますし、多重債務対策もさきほど言いました。奨学金の問題にも取り組んでいます。今、日本社会は、貧困社会になっています。貧困は貧乏とイコールではないのです。貧乏に加えて相談する人や場所がなく孤立している状態。貧乏+孤立が貧困です。これを労福協が全面的にバックアップしようと全国の労福協で取り組んでいます。さらに人材育成のために歴史を語り継ぐ。「歴史を忘れた民族は滅ぶ」と言われています。協同組合の凄さ、労働組合の凄さを教育で伝えていくことを続けている。それから連合の運動と労福協の運動はダブっているのではないかと問う方がいますが、連合と労福協の運動はダブってないのです。これからも労働条件や税や社会保障の問題、今度の選挙も含めて、労働運動の中心的テーマは連合でやっていただきます。けれどもその周辺の生活上の問題は、連合、労働組合が取り上げづらい。例えば多重債務の問題、借金で首が回らない人がいても労働組合のテーマになりづらい。「ギャンブルだろう」と言う話になってしまう。それから、消費者被害の問題、いまワンクリック詐欺が非常に流行っている、あるいは退職者の問題そういった生活上の問題は労福協がやる。コアな部分は連合がやるという風にすみわけをしながら運動を進めていただきたい。

共益組織ではあるけれど公益=社会のために出来ることはないか

これからの課題として皆さんに申し上げておきたいことがあります。労働組合も協同組合も仲間うちの組織、つまり「共益組織」です。労働組合の組織率は17%、1000万人の共益組織ですから、83%の労働者は恩恵を受けられない。この方々にも役立つことができないか。私たちは共益組織ではあるけれど、広く公益に資するようなことをやる必要はないのか。労福協が中心となってそうした活動をして貰えないだろうかと思っています。そのために財源問題があるのですが、実は協同組合が非常に問題視されていることがあります。それは、協同組合に税が優遇されていることです。たとえば先ほど言いました、全労済の利用配当375億円は全額損金扱いなので税金がかからない。法人税も一般企業よりも税率が低い。更には印紙税がかからない。労金の通帳を開けますと「印紙税第5条該当通帳」というはんこが押してある。銀行の預金通帳は同じところに、「印紙税申告納付に付〇〇税務署承認済」と押してあって、1年1冊200円の印紙税がかかります。保険会社の保険証書には印紙税がかかるが、全労済の共済証書はかからない。労金の通帳がどれだけあるか判りませんが、1000万冊あれば年20億円免税されている。これには理由があるのです。「協同組合は組合員の中だけで事業をやるのであって、一般向けに商売してはだめですよ」と言っておきながら、税金は一般企業並みでは理屈が合わない。だから、税金を免除してやろうと言うのが、明治33年に出来た日本の協同組合法、産業組合法が制定された時の議論でした。だから今も優遇

税制が適用されている。ところがこれをアメリカがやり玉にあげている。「なぜ協同組合に税金が優遇されているのか」と。日本の保険会社も「そうだそうだ」と言っています。年間共済掛金は7兆9000億円です、その内JA共済が6兆5000億、全労済が6000億弱です。「これは民間保険会社の年間掛金に匹敵するではないか？なのに、なぜ共済に税金が優遇されているのか。」これが今の農協バッシングの本質なのです。ところがアメリカの場合はどうか。アメリカの税法、内国歳入法第501条C項でアメリカの信用組合と共済組合は今でも免税です。あの国はダブルスタンダードでアメリカは良いが日本は許さない。加えて、自民党あたりから「17%の組合員は勝ち組ではないか、勝ち組のためになぜ税金を優遇するのか」と攻撃されるとなかなか反論しづらい。

それに対して我々は公益に資するようなことを今からやっつけていかないと駄目なのではないかと私は思っています。例えば全国で労働金庫から組合の財政に出資配当金が三十数億円、利用配当が約30億円併せて70億円弱のお金が労働組合に還付されている。全労済は140億円程度の委託手数料が組合に支払われている。あわせて200億円。全部とは言わないが1割ぐらいを83%の公益に資するようなどころに使ってもらえないだろうかと言うのが私のお願いであります。その83%の方々、いわば公益に資するような事業をやっているのが労福協なのです。だからその分を労福協に入れていただくと色々な事業が展開できます。今から税制優遇分を社会に還元することをいたしませんと、本当に攻撃が来た時にはやられてしまう。そう言う危機感を持っておりまして、仲間うち共益組織ではあるけれども公益のためになることも考えていくべきだと思います。

あらためて連帯・協同・友愛・絆の意味をかみしめる

色々申し上げましたが、最後に伺います。冒頭ビデオの映像を観ていただいてどうお感じになりましたか？労働組合・協同組合は連帯・友愛・絆と言いますよね、でも結構やっかいなのです。絆と言う字は「ほだし」とも読みます。元々は馬をつなぎとめる綱のこと。他人の自由を縛りつけるものと言う意味もある、手かせ足かせと言う意味でもある。「連帯」「困ったときはお互い様」、非常にいい綺麗な言葉ですが、そもそも2人以上いないと連帯は発生しない、しかし2人は何時も仲が良いとは限らない、1人は気楽で良い、でも1人は寂しい、2人でいると楽しい、でも煩わしい時がある、これが人間社会です。協同組合も労働組合も意見を纏めるのが大変です。俺の言う通りにやれと、みんなが言い出したらまとまらない。結局、人間が生きていくと言うことは、他人との関係で少しずつ折り合いをつけながら生きていかなければならない。それが連帯・友愛・絆と言う社会なのです。「困った時はお互い様」、ザリガニの分配、あんなに綺麗に行かないかも知れないが、やっぱり困った時はお互い様だよ、そのことを具体化していくのが労働組合や労金・全労済。自分の心の中はそんなに綺麗ではない、常に揺れ動くのだけでも、しかし組合員のためになる。そのことを自覚していただいて、これから職場に帰られたら、組合員一人一人に説得していただきたい。そして労働運動と労金・

全労済を盛り立てていただきたいと最後に申し上げまして、私の報告を終わらせていただきます。＝ご清聴ありがとうございました。

以上